

令和6・7年度 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）

- ① 適用期間：令和5（2023）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪及び三輪の軽自動車
- ② 軽課年度：最初の新規検査を受けた年度の翌年度

【対象車両・軽減割合】

対象・要件等			軽減割合	
軽乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ窒素酸化物の排出量10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） 		おおむね75%軽減	
	ガソリン車 ※ハイブリッド車を含む	排出ガス性能	燃費性能	おおむね50%軽減 ※営業用のみ
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減		
			令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成	おおむね25%軽減 ※営業用のみ
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ窒素酸化物の排出量10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） 		おおむね75%軽減	